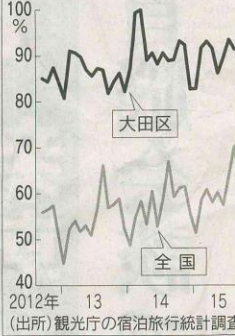


特区で民泊来年2月にも

東京・大田区が条例

東京都大田区議会は7日、住宅の空き部屋などに旅行客を泊める「民泊」を認める条例案を可決した。2016年1月末に施行し、事業者の募集を始める。早ければ2月半ばにも実際に宿泊が始まる見通しだ。外国人観光客の急増などを背景に宿泊施設が不足し、旅館業法に違反したサービスが始まっているため。国土交通省なども全国でのルール作りに着手し、トラブルに素早く対処できるようにする。

大田区の宿泊施設の客室稼働率は高水準だ



羽田周辺ホテル不足対応

民泊は旅館業法で禁止されている。大田区は国家戦略特区の特例を受け、同法の適用除外となる。条例は①旅行客が7日以上滞在②必要に応じ行政が立ち入り調査する③近隣住民への事前の周知などを条件に、民泊事業を認める。田園調布などの住宅街は対象外だ。他の自治体では豊島区も「実態が先行している」ので、何らかのルールが必要」とみており、2月に開会する区議会への条例案提出を検討している。品川区は旧東海道品川宿周辺で空き家などを活用した民泊を検討している。大阪府は10月に同

様の条例を制定した。審査基準の策定や届け出を受け付ける市町村の最終確認作業を進めている。特区方式とは別に、国土交通省と厚生労働省が11月に有識者会議を立ち上げて全国を対象にしたルールづくりを始めた。両省は2段階でルールを整備する方針だ。まず第1段階として今年度中に旅館業法の省令を改正。民泊をカプセルホテルなど「簡易宿所」の一種と位置づける。民泊を同法の枠内に取り込んで実態を把握。警察と素早く連携するなどしてトラブルに迅速に対処する。その後は来秋の有識者会議の報告を踏まえ、法改正を含めルールを整備する。「原則として訪日客向け」「7日以上滞

在」などの条件がある特区と異なり、宿泊日数に制限はなく日本人も幅広く利用できるようにする

見通したが、一定の防犯・防火対策を求められる可能性はある。一方、特区方式では実際に実務を担うのは仲介業者で、住宅を貸す個人方向で検討し訪日客向けのサービスの事業規制は緩くなる公算が大きい。